

令和2年12月定例会 産業労働企業委員会（急施議案）の概要

日時 令和 2年12月 2日（水） 開会 午後 1時45分
閉会 午後 2時51分

場所 第5委員会室

出席委員 松澤正委員長

永瀬秀樹副委員長

渡辺大委員、木下高志委員、須賀敬史委員、齊藤正明委員、
杉田茂実委員、松坂喜浩委員、山根史子委員、塩野正行委員、守屋裕子委員、
浅野目義英委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]

加藤和男産業労働部長、新里英男産業労働部副部長、
中山貴洋産業労働部雇用労働局長、藤田努産業労働政策課長、
大熊聡商業・サービス産業支援課長、近藤一幸産業支援課長、
齊藤豊先端産業課長、秋山純企業立地課長、小貝喜海雄次世代産業幹、
大森明紀金融課長、島田邦弘観光課長、田中健雇用労働課長、
澁澤幸シニア活躍推進課長、檜山志のぶウーマノミクス課長、
稲葉岳産業人材育成課長

奥山秀労働委員会事務局長、

吉田雄一労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

[危機管理防災部]

武澤安彦危機管理課長

[保健医療部]

縄田敬子保健医療政策課長、横内治感染症対策課長、吉永光宏食品安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第161号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第11号）	原案可決

2 請願

なし

その他

科学的根拠を生かした新型コロナウイルス感染症対策を求める決議が行われた。

【付託議案に対する質疑】

渡辺委員

- 1 三つの地域を選定した理由は何か。具体的な証拠に基づく政策立案いわゆるEBPMに基づいているのか。
- 2 支給要件について、時間短縮の協力でなく、そもそも休業してしまった場合は支給対象に該当するのか。

危機管理課長

- 1 今回対象となった三つの地域については、三つの視点、一つは東京から比較的近距離にあること、そして、多くの飲食店が立地する繁華街を有していること、それから、すでに飲食店でクラスターが発生した実績がある、といった視点に基づき、幅広くではなく、できる限り地域を限定して選定した。

産業労働政策課長

- 2 休業の場合も対象とさせていただきます。

守屋委員

- 1 要請期間が12月4日から17日までの14日間で、申請が18日以降速やかに行うとされているが、周知期間が非常に短いと思う。これまでに新聞報道がされているとはいえ、周知をどのように徹底するのか。例えば関係地域の商店街等の各店舗にどのように周知するのか、これも含めて伺う。
- 2 昨日の知事の記者会見で、「ここで取り組まなければ年末年始に社会経済活動に対して大きな制約を掛けざるを得なくなる」との発言があった。14日間、対策に取り組み、その結果、仮に感染者数が抑制されなかった場合はどう対応するのか。
- 3 支給要件の4と5で『彩の国「新しい生活様式」の安心宣言』を遵守し、店頭に掲示しているということと、「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していることを定めている。酒類の提供を行っている飲食店が、これらに掲示していない場合は対象となるのか。
- 4 協力金の期間は近隣都県と合わせて14日間としているのだと思うが、国が30日間までとしていることに対してはどうか。

産業労働政策課長

- 1 支援金などの制度を運用していく中で周知が大事だということは、これまでも再三、御指摘を頂戴している。県ではホームページに詳しいQ&Aを掲載するとともに、県公式SNS、Facebookやメルマガなどで情報を発信していく。
また、委員御指摘のとおり周知期間が短いので、作成したチラシを対象エリアの3市の産業部局や、商工会議所、商店街の組合、飲食店の業界団体など、あらゆるところに配布して周知を図りたい。
- 3 『彩の国「新しい生活様式」の安心宣言』及び「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」は、自分でプリントアウトして掲示するものであり、それほど難しいことではない。掲示していない場合は、掲示をお願いし、掲示された場合には支給対象として認め

ていく方向で考えている。

危機管理課長

- 2 年末年始に医療体制が厳しくなることを踏まえ、それまでにしっかりと感染拡大を防ぎ、17日までの短期集中でしっかりと対応していきたいと考えている。協力金の仕組みも含めしっかりと対応していきたいと考えている。対策をとったが、医療提供体制がひっ迫する状況になった場合は、更なる対策を検討する必要がある。
- 4 短期集中で対策を行うことが必要であると考え、14日間とした。また、東京都に合わせ終期を12月17日として、東京都と連携して進めることとした。

守屋委員

主な支給要件の『彩の国「新しい生活様式」の安心宣言』や「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」の掲示について、例えば、掲示をせずに10時までに短縮した場合はどうなるのか。

産業労働政策課長

その場合には対象外になる。

山根委員

- 1 周知についての守屋委員の質問に対する答弁で、チラシを配布して周知することだったが、配布から実際に見るまでに時間がかかる。今回要請期間が4日の午前0時からということで、4日から営業時間を短縮しなければいけないということだが、1日でも遅れたら支給の対象外となってしまう。日割りの検討はしたのか。その状況について伺う。
- 2 どのように10時まで営業時間を短縮したことを証明するのか。
- 3 委託料として2億円が計上されているが、その内容について伺う。
- 4 渡辺委員から質問のあったエリアについて、さいたま市だけなぜか大宮区に限定がなされている。これは繁華街を有している飲食店からクラスターが発生したということだが、クラスターは越谷市でも一部のエリアに限定される。さいたま市だけ大宮区に限定した理由は何か。
- 5 28万円の算出根拠を伺う。
- 6 例えばラーメン屋が、酒の提供だけを10時までにした場合は対象になるのか。
- 7 この取組について、NHKで日程と金額が違う内容で報道されていた。飲食店経営者の中には、その報道によって、7日から開始と思っている方もいる。誤解されないよう、どのように対処するのか。

産業労働政策課長

- 1 確かに1日しか周知期間がなく、かなり厳しいが、先ほど守屋委員にお答えしたとおり、周知についてはできる限りやっていきたいと考えている。日割りについては検討したが、今回14日間という短い期間なので、集中的に対策を行うという意味で、全日協力いただいたところに限定する制度設計とした。
- 2 証明については、従前の営業時間が分かるもの、例えばホームページやチラシなどで分かるものと、12月4日から営業時間を変更したということが分かるものを証拠書類として添付していただくことを考えている。

- 3 委託料を1億9,998万5千円ほど計上しているが、コールセンターの業務委託料と、申請を審査する委託料を予定している。
- 5 国の協力要請推進枠の要件である1日当たり最高2万円という額を採用し、2万円に14日間で28万円とした。
- 6 酒を提供している店であれば、基本的には10時以降は閉めていただく必要がある。
- 7 報道については、私どもが分からないところで流れてしまって、大変困惑はしているところだが、あくまで4日からということをしかり周知していきたいと考えている。

危機管理課長

- 4 エリアについては、できる限り地域を限定し経済への影響を少なくした。その点で、さいたま市は全域ではなく行政区を採用した。

山根委員

周知方法と日割りの検討については、例えば飲食店がこの制度を知った時点で間に合わないとなれば、諦めてしまうこともあると考え質問した。できるだけ早く短期間で実施しなくてはいけないということは理解しているが、そういった点も今後検証していただきたいと思うがどうか。

産業労働政策課長

今回はこのような形で実施させていただくが、その効果についてはしっかり検証していきたい。万が一、今後同様の機会があれば生かしていきたい。

須賀委員

11月20日に国の新型コロナウイルス感染症分科会から政府への提言が行われ、その中には営業時間の短縮も含まれていた。感染拡大防止対策というのは、科学的根拠に基づくならば、開始日が1日ずれるだけでもその先の効果は大きく変わってくるとも言われている。そう考えると開会日である11月30日に急施議案として提案することも考えられたのではないかと。

産業労働政策課長

11月30日に専門家委員会を開催し、そこで委員の先生に御意見を伺い、昨日12月1日に本部会議で正式に営業時間の短縮を要請することを県として決定し本日の議案となった。スケジュール的には最短であると御理解いただきたい。

須賀委員

11月20日時点でこのような事態も想定できたであろう。そうであるならば専門家委員会を前倒しすることもできたのではないかと考えて質問した。先の質問の意図の説明であり、答弁は不要である。

木下委員

議案調査の時に調べたが、実施主体は産業労働部、対象エリアといった考え方・枠組は危機管理防災部、データ提供は保健医療部であり、よく言えばワンチームであるが、分散してしまうと責任の所在があいまいになるので確認したい。例えば、もし私がこの施策を行うならば、保健医療部でいえば倍加時間がどうなるか、実効再生産数がどう低減

できるのか、陽性者数がどれくらい減るのか。こういったことをSEIR医療に基づいてシミュレーションをして、効果の仮定をもって施策を実行に移すというように考える。民間企業ではそう考えると思う。産業労働部も、例えば、経済の落ち込みがどれくらいになるのかシミュレーションしているだろうが、予想に基づいて検証しないと検証しがない。例えば、流動人口がこの施策によってどう減少するのかなどの見込みをもって、科学的根拠に基づいた推論から検証、PDCAをまわしていく仕組みになると思うが、どのように考えているのか。

産業労働政策課長

今回は3部にまたがった議案であり、科学的な検証がそれぞれどこまでできているのかという点は少し不足している。

産業労働部長

時間もなかったので確かに十分な検討はできなかったが、3部長に予算関係の企画財政部長も合わせて、4部長でしっかりと連携を取りながら、データは各々共有している。今後もしっかりした検討をしていく。

木下委員

産業労働部長からも答弁があったが、保健医療部ではデータを持っているのではないかと。それに基づき検討しなかったのか。しなかったとなると大きな問題になると思うがどうか。

保健医療政策課長

例えば、緊急事態宣言が5月25日に解除され、6月16日まで酒類の提供制限をしていた。その間に、飲食や会食による感染が疑われるケースは5月が5件、6月が17件であった。それが7月になると308件、8月が287件と急増している。経済が回り、人の行動が活発になると感染のリスクが高まるということが手元のデータから分かった。10月以降の感染の拡大期においては、感染理由として多いのは家庭内感染であるが、こちらについては防ぐのがなかなか難しいが、家庭の中に持ち込まないことが大事である。次に大きいのが、高齢者施設での集団感染であるが、こちらについては、福祉部で高齢者施設でのクラスター対策をしっかりと進めている。ただ、感染者が連日100人を超える厳しい現状の中では、更に対策を講ずる必要があるということで、国の分科会の提言も踏まえ、関連部局で検討した。10月から11月29日までの状況であるが、飲食店や会食、接待を伴う飲食店での感染が11.5%、426件を占めており、感染の波が大きくなっているため、割合が一定でも感染者は非常に増えている。5、6月の緊急事態宣言下や酒類の提供を制限していた時期には、人の活動も一部抑えられ、感染も一定程度抑えられていたことから、今回の時短要請についても、一定の感染拡大の防止が期待できると考えている。

木下委員

今の答弁は、課題解決のプロセスでいうならば、事象を言っているだけである。事象に対する因果関係のある数値に観点をもっていかないと検証にはならない。事象だけでなく、その原因を検証し、関連する数値にひも付け、どこに課題があったかを検証する必要があるという質問をしている。

保健医療政策課長

今回の要件について、きちんとしたシミュレーション、推論の下に今回の対策が打てたかいうと、そこまでの分析はできていないというのが現状であるが、今回の対策だけでなく、様々な対策をもって感染防止を行っている。例えば、今回の要請でそこでの感染は防げるし、一部のエリアで行うことによるアナウンス効果で、感染拡大が厳しい状況であることが県民にも分かっていただけということもある。様々な要因があり、なかなかひもづけができてない状況であるが、今後しっかり分析ができるように対策を考えたい。

木下委員

検証していただけるとのことだが、今回の検証の旗振り役は、産業労働部、危機管理防災部、保健医療部のどこになるのか。

保健医療政策課長

感染の状況については保健医療部でデータを持っているので、当部を中心に、例えば人の動きのデータなどは危機管理防災部、飲食店等の情報は産業労働部で持っているので、3部で連携して検証していきたい。

木下委員

「人の移動のデータについては危機管理防災部」との発言があったが、危機管理防災部で、例えば流動人口といったデータは今までのものを持っており、これからも調査を続け把握していくという理解でよいか。

危機管理課長

人の移動の把握は様々な手法もあり難しい点もあるが、国では携帯電話の位置情報を活用した人流の情報を持っているようだ。本県においても携帯電話関連の情報会社と連携し、例えば大宮やその他の周辺地域の人流の動向を逐次把握している状況である。

杉田委員

- 1 今回の協力金の対象外となっている大企業の定義は何か。
- 2 事業者には協力金を支給するとあるが、店舗に対してなのか。県外事業者は対象になるのか。
- 3 次々に新しい事業が出てくると、事務委託料もそれなりの金額となるが、県の負担の割合はどうか。

産業労働政策課長

- 1 中小企業基本法の中小企業以外の企業を指す。飲食店については、資本金5,000万円以上かつ従業員が50人以上の企業となる。
- 2 今回の協力金は対象となる三つのエリアにある店舗に支給する。例えば一事業者が3店舗有している場合、3店舗分まとめて申請していただき、支給するものである。
- 3 推進枠は事業費にしか当てられないため、事務費はコロナ基金を充当させていただくことで財政部門と調整している。

塩野委員

- 1 対象となる地域の店舗数は約9,000店舗とのことだが、大宮区、川口市、越谷市の内訳を伺う。
- 2 支給方法、申請方法はどのように考えているのか。実際の支給の時期はいつからか。
- 3 コールセンターのような相談窓口を設置するのか。
- 4 現在は危機的な状況であり、年末年始の医療機関等が手薄になる時期に向けて、感染拡大を抑えなければならないことはある程度は理解できる。しかし、協力していただく店舗や事業者からすれば、何でこの時期に始めるのかと考えると思う。県として明確な考え方を示さなければ、納得して要請に従っていただけないのではないか。どのように伝えていくつもりか。
- 5 年末年始の医療の危機を乗り切ること理由の一つとのことだが、年が明けてもこの状況が続くかもしれない。また、今回の2週間の措置で抑え込めればよいが、状況が変わらなかった場合、もう一重このような措置が必要になってくる可能性もある。知事はエリアの拡大等もありえるという発言をしているが、例えば12月4日以降に地域が追加となる可能性はあるのか。その場合、協力金は支給する方向になるのか。
- 6 年明け以降に状況が好転せず、また同様の対策をとる場合、今回の2週間の施策の検証をしっかりと行い、明確な基準を示して実施すべきである。今後そのような配慮についてどのように考えているか。

産業労働政策課長

- 1 対象店舗については、食品衛生法に基づく営業許可の件数として把握している。内訳はさいたま市大宮区が2,404、川口市が3,883、越谷市が2,605で合計8,892店である。
- 2 申請方法については、電子申請を基本としているが、なじめない方もいらっしゃるので郵送での申請も受け付ける。支給は18日に開始予定である。第一弾の支援金は早いもので1週間、おおむね10日程度であった。今回は年末年始を挟むので若干時間を頂く可能性はあるが、できるだけ速やかな支給を考えている。
- 3 相談窓口については、現在も家賃支援金のコールセンターを設けており、事業者からの電話相談を受けている。協力金についても同じように考えている。
- 5 地域を追加した場合だが、今回の予算は3地域のため、追加となる場合は今後相談させていただく。

危機管理課長

- 4 なぜこの時期に対策を行うかについて、本部会議や知事会見などを活用し、新聞、メディアを通じて伝えるよう努めている。年末年始に向けて医療崩壊を招かないことが重要であることを、しっかりと伝えていきたい。
- 6 まずはこの対策をしっかりと遂行したいと考えている。今後の要請の実施は、明確な基準があれば事業者も分かりやすいと思うが、例えば陽性者数など単純な指標で判断するわけにはいかないもので、医療体制の状況などを総合的に判断し、対策を検討していく。

塩野委員

- 18日から受け付けるのであれば、早く申し込んだ方にはできるだけ年内に支給できるように努力するべきである。支給時期について、1日でも早くできるようにしっかりと

と取り組んでほしい。また、実施する以上は効果を最大に発揮できるような形で、今回の事業を推進していかなければならないと思う。だからこそ1店舗でも多く協力いただくため理解と納得が得られるように周知徹底を図ってもらいたい。一つの基準では測れないのは当然なので重層的に幾つもの角度からしっかり効果を確認して、次に備えるという意味からもお願いしたい。支給時期について再度伺う。

産業労働政策課長

なるべく早くという声を頂いた。業者との調整もあるが、なるべく早い段階で支給できるよう最大限努力していきたい。

松坂委員

- 1 14日間の始期が金曜日、終期が木曜日になっているが、金曜日は飲みに行く客が多く、たがが緩むことも多くある。終期は金曜日にすることを検討しなかったのか。
- 2 明後日4日からのスタートであり、8, 892店のうちの程度に協力してもらえるかは未知数であるが、間に合わない事業者に対する追認はあるのか。その辺りの対応として日割りの支給などをどのように考えているか。

危機管理課長

- 1 要請期間については、先ほど御説明したとおり、経済への影響も考慮し短期集中で行うこととした。また、東京都と連動して対策を行うことが効果的であると考え、14日間で実施させていただくこととした。

産業労働政策課長

- 2 14日間、全日御協力いただかないと対象にならないこととしている。途中で制度を変えると、そのことを知らなかったことなどで混乱を招くおそれがあるので、今回はこの形で進めさせていただく。

【付託議案に対する討論】

なし

【「科学的根拠を生かした新型コロナウイルス感染症対策を求める決議（案）」を本委員会として行う動議についての説明】

木下委員

ただ今配布した案文の朗読をもって説明に代える。

本年11月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、県は、大規模な繁華街を抱える地域で酒類を提供する飲食店及びカラオケ店に対し、営業時間を午後10時まで短縮することを要請する方針を決定した。

対象エリアは、さいたま市大宮区、川口市及び越谷市、要請期間は、12月4日から同月17日までの14日間、営業時間は午前5時から午後10時までとし、要請に応じた店舗には、「埼玉県感染防止対策協力金」として28万円を支給することとしている。

また、県民に対する協力要請として、営業時間の短縮を要請している該当地域の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を午後10時以降は利用回避するよう求めている。

大野知事は、要請の理由に関し、12月1日に開催した新型コロナウイルス対策本部会議において「期間、対象地域、対象店舗を限定したのは、感染拡大を防止しつつ経済への影

響を限定すべく検討した結果である」と述べるにとどまっている。

県は、緊急事態宣言後の4月17日から6月16日までにおいても、飲食店に対して、酒類の提供時間制限を要請したが、この要請が感染拡大防止にどの程度の効果をもたらしたのかの検証が不十分であると思われる。

このため、今回の要請が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にどの程度の効果をもたらすのか不明確である。

直近では、日常的に県内との往来が多い東京都内での感染状況が悪化し、新規感染者数が過去最多を更新していることから、対策を強化する必要性はあるが、要請の対象となる飲食店及び県民の側からすれば、対象地域及び対象業種の選定の仕方などについて、県側から明確な根拠や効果が示されなければ、要請に応じるかどうかの重要な判断材料が与えられないまま対応を求められることになる。

よって、本県議会は、県に対し、新型コロナウイルス感染症対策の検証を引き続き実施するとともに、今後は、検証の結果により得られた科学的根拠を生かした対策を実施するよう強く求める。

以上、決議する。

【「科学的根拠を生かした新型コロナウイルス感染症対策を求める決議(案)」に対する質疑】
なし

【「科学的根拠を生かした新型コロナウイルス感染症対策を求める決議(案)」に対する討論】
なし
